

(規約第11条関係)

## 会津地方市町村電子計算機管理運営協議会構成市町村担当課長会議規程

(設置)

第1条 会津地方市町村電子計算機管理運営協議会（以下「協議会」という。）の管理運営にあたり、協議会の構成市町村（以下「構成市町村」という。）の協調性を高め、事務処理の合理化、迅速化及び効率化を図るため、会津地方市町村電子計算機管理運営協議会担当課長会議（以下「会議」という。）を置く。

第2条 会議は、次に掲げる事項について検討、調整を行うものとする。

- (1) 協議会の事業計画、予算及び決算に関すること
- (2) 協議会から付託された事項の調査研究に関すること
- (3) その他協議会の管理運営に関すること

(組織)

第3条 会議は、構成市町村の担当課長及び会津地方市町村電子計算機管理運営協議会組織及び職員の身分取扱に関する規程第2条に規定する会津計算センター（以下「センター」という。）の所長により組織する。

(会議)

第4条 会議は、センター所長が招集し、議長となる。

(委員会)

第5条 会議は、第2条に掲げる所掌事務を専門的に検討するため、検討委員会を置くことができる。

第6条 会議の庶務は、センターにおいて処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会津地方市町村電子計算機管理運営協議会会長が定める。

附 則

この規程は、平成4年8月1日から施行する。